

役員報酬規程及び費用弁償規程

社会福祉法人杉の子会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人定款第8条及び21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とし、週5日かつ2時間以上本会の業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等は明確に区分されるものとする。

(報酬の支給等)

第3条 役員等に対しては職務執行の対価として、別表1及び2に定める報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- | | |
|------------|-------|
| (1) 常勤の理事 | 報酬、賞与 |
| (2) 非常勤の役員 | 報酬 |
| (3) 評議員 | 報酬 |

- 2 常勤役員の報酬の支給時期は、職員の給与支給の例による。
- 3 評議員及び非常勤役員の報酬の支給時期は職務を遂行した都度、当日に支給する。
- 4 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 5 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用弁償の支給)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことが出来るものとする。

2 出張に要する費用は、その実費を支給する。

1 交通費

イ バス、鉄道、航空機は普通料金とする。

ロ 船舶は一等料金とする。

ハ 急行券、特急券は実費とする。

2 日当

イ 近接地 1,000 円

但し4時間を超えるときに支給する。

近接地は次の通りとする。

西宮、芦屋、宝塚、伊丹、川西、神戸、大阪、豊中の各市とする。

ロ 遠隔地 2,500 円

遠隔地は上記以遠の地とする。

3 宿泊費 実費支給とする。

3 尼崎市内の公用外出に要する費用、その実費を支給する。

4 法人の命令による研修に参加する場合は、第2条の規程による旅費、日当及び参加費を支給する。

5 旅費の精算は出張、また外出から帰任後速やかに「出張旅費請求、領収書」を作成し、精算すること。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

この規程は平成18年8月1日より施行する

平成25年4月1日改正

平成28年7月1日改正

平成 28 年 10 月 5 日改正

平成 29 年 1 月 18 日改正

規程名称の変更：「役員報酬規程及び役員旅費規程」⇒
「役員報酬規程及び費用弁償規程」

平成 31 年 4 月 1 日改正

令和 6 年 5 月 日改正

別表1 報酬(案)

区分	役職	単位	報酬の額	条件
評議員	評議員	日額	3,000 円	評議員会出席の都度
常勤役員	理事長	月額	100,000 円	週5日かつ2時間 以上勤務
	理事	月額	60,000 円	週3日かつ2時間 以上勤務
非常勤役員	理事	日額	3,000 円	理事会出席の都度 (監事監査出席は1日 5,000 円)
	理事	日額	3,000 円	上記の他、法人・施設 業務のための出勤
	監事	日額	3,000 円	理事会出席につき (監事監査出席は1日 5,000 円)
	監事	日額	3,000 円	上記の他、法人・施設 業務のための出勤

別表2 常勤役員への賞与

6月の賞与	報酬月額×1.5か月分
12月の賞与	報酬月額×1.5か月分